

# 償却資産の税金について

土地・家屋を所有している人には固定資産税が課税されますが、法人や個人で工場・商店など事業をされている人や、駐車場・アパートなどを貸しつけている人が、その事業のために使用している機械・器具・備品・構築物などにも、固定資産税が課税されます。

また、平成28年台風第10号により滅失または損壊した償却資産に代わるものとして取得または改良した場合に、その資産の課税標準額を減額する特例措置を講ずることとしており、この特例措置を受けようとする場合、別に関係書類の提出が必要となります。

## 令和3年度 償却資産申告書の提出期限は 令和3年2月1日（月）です

事務処理上1月25日（月）までの提出にご協力ください。

### ◆償却資産の申告について

地方税法第383条の規定により、岩泉町内に事業用資産（自己の使用するものだけでなく、他人に貸し付けているものも含む）を所有している方は、毎年1月1日現在における償却資産の申告が義務付けられておりますので、申告をお願いします。

### ◆償却資産の申告方法について

#### (1) 今年度初めて申告される方・・・全資産申告

令和3年1月1日現在、岩泉町内に所有しているすべての資産を申告してください。

#### (2) 前年度（令和2年度）申告された方・・・増減申告

令和2年1月2日から令和3年1月1日までの間に増加及び減少のあった資産について申告してください。増減のない場合も申告書を提出してください。

※決算期以降、1月1日までの期間における資産の増減についても、申告漏れがないよう注意してください。

#### (3) 電算申告される方・・・全資産申告（評価額と帳簿価額の計算を行ったもの）

電算申告とは、事業者が電算処理により評価額と帳簿価額を算出して行う申告方法であり、次の事項に留意して申告してください。

- 全国的に統一された様式による記載項目のすべてを記載すること。
- 全資産について評価額計算と帳簿価額計算を行うこと。
- 課税標準の特例の適用がある場合には、その特例の率及び課税標準額を記載した様式であること。
- 種類別明細書は種類ごとに区分して作成し、その合計額を記載すること。
- 資本的支出（改良費）については、新たな資産の取得とみなし、本体部と区分して評価額計算と帳簿価額計算を行うこと。
- 評価額計算と帳簿価額計算上の償却可能限度額は、取得価額又は資本的支出（改良費）の100分の5までとすること。
- この申告方法を継続して採用すること。

#### (4) その他

廃業及び休業などの方は備考欄にその旨を書いて申告書を提出してください。  
個人番号または法人番号を記載することとなります。

### ◆償却資産とは

固定資産税の課税対象となる償却資産とは、土地及び家屋以外の事業用の資産で、減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるものです。

#### ●申告が必要な資産

令和3年1月1日現在において、事業の用に供する資産ですが、次のような資産も含まれます。

- 取得価額が10万円未満であっても固定資産（個別償却）として計上している資産。
- 自動車税、軽自動車税の課税対象とならない車両及び運搬具。
- 法定の減価償却を終わって償却可能限度額に達した資産（帳簿価額が取得価額の100分の5）。
- 減価償却を行っていない資産であっても、本来減価償却が可能な資産。
- 遊休、未稼働の資産であっても、令和3年1月1日現在、事業の用に供することができる状態にある資産。
- 清算中の法人が所有する償却資産のうち、清算事務の用に供されている資産、及び他の者に貸している資産。
- 税務会計上、売買として取り扱われるリース資産（割賦販売による購入資産）。
- 建物附属設備として固定資産に計上しているもののうち償却資産の課税対象となる資産。
- 建設仮勘定で経理している資産であっても、その一部または全部が令和3年1月1日現在、事業の用に供することができる状態にある資産。
- 家屋分離課税に関する申告書に記載した資産。
- 「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度」を適用する取得価額30万円未満の資産。

#### ●申告の必要がない資産

- 使用可能期間1年未満又はその取得価格が10万円未満の減価償却資産で、法人税法または所得税法の規定により一時に損金に算入するもの
- 取得価額が20万円未満で法人税法または所得税法の規定により、一括して3年間で均等に償却する資産
- 固定資産税の対象となる家屋及び家屋附属設備
- 自動車税・軽自動車税の課税対象となる車両及び運搬具
- 無形固定資産（例：特許権、電話加入権等）
- 家畜・果樹・立木・野菜その他の生物
- 繰延資産

### ◆償却資産の主な種類

種 類	主 な 償 却 資 産	
1 構築物	土地に定着しない簡易な建物 または周壁等で外界と遮断されない建物	プレハブの簡易事務所や物置、テント倉庫、農業用ビニールハウス、カーポート、自転車置き場、資材・ごみ置き場、ゴルフ練習場等
	土地に定着した土木設備	広告塔、門、外灯、構内舗装（駐車場の舗装路面も含む。）、外構工事、擁壁、煙突、緑化施設等
	建物附属設備	受変電設備、厨房設備、建物から独立した諸設備等
	建物の所有者と異なる者 （テナント）が施工した設備	店舗内造作設備、照明設備、給排水衛生設備、ガス設備、空調設備等
2 機械及び装置	製造機械設備	紙加工設備、金属加工設備、その他製造機械設備等
	工作機械	旋盤、フライス盤、ボール盤等
	搬送設備	クレーン、コンベヤー等
	その他設備	ガソリンスタンド設備、クリーニング設備、駐車場機械装置等
3 船舶	モーターボート、漁船等	
4 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等	
5 車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車、構内運搬具、台車等 ※自動車税、軽自動車税の課税対象となるものは除きます。	
6 工具、器具	ドリル、カッター等の工具、机、パソコン、複写機、理美容器具、医療機器、	

及び備品	金庫、ロッカー、陳列ケース、自動販売機、エアコン、冷蔵庫、カラオケ等の音響機器等
------	--

#### ◆固定資産税（償却資産の課税）について

区 分	説 明
課税標準額	賦課期日（毎年1月1日）現在の価格（評価額又は帳簿価額）で償却資産課税台帳に登録されたものです。
税率及び税額	税率…100分の1.4 税額…課税標準額×税率
免税点	課税標準の合計額が150万円に満たない場合は課税されません。ただし、 <b>申告は必要</b> です。

#### ◆償却資産の申告をしないと

正当な理由がなくて申告をしない場合や申告すべき事項について虚偽の申告をした場合は、延滞金が加算されたり過料や罰金等を科せられます。（地方税法第368条、第385条、第386条）

#### ◆平成28年台風第10号災害による特例措置について

台風第10号災害により滅失し又は損壊した償却資産に代わるものとして、令和3年3月31日までに取得又は改良した場合、当該償却資産の課税標準額を4年度分その価格の2分の1の額とする特例措置を講ずることとしております。

特例措置の適用を受けようとする場合、「平成28年台風第10号豪雨災害代替取得償却資産特例適用申告書」及び「固定資産（償却資産）課税台帳登録事項証明書兼代替資産対照表」を提出してください。



お問い合わせは

岩泉町役場 税務出納課 資産税室

(0194)22-2111 (内線207、208)